# 先手必勝!早期学習開始で一発合格!

TAC宅建講座 主任講師 木曽 計行

## I 早期学習の重要性

- 1. 宅建試験に合格するために必要な学習のなかみ
  - (1) 法律を中心にたくさんの知識を頭に入れる必要があります
    - ① 民法等権利関係(14問)

民法などから、出題されます。**人と人との関係を適切に処理するための法律**です。この 分野は、一般的傾向としては、**他と比べて得点しにくい**科目といえます。時間**をかけて、基礎からじっくり学習**することが必要です。

② 字建業法(20間)

宅建業法は、消費者の保護を図るための法律です。一般的には、得点しやすく、満点近くをねらえる、また、ねらうべき科目です。

③ 法令上の制限(8問)

都市計画法や建築基準法などから出題されます。公共の福祉をはかるために造成や建築等を規制する法律です。準備不足のため不得意な受験生が多いところです。

④ その他関連知識(8問)

税金や広告の規制等いろんなことが出題されます。点をとりやすいところがある一方、投 資効率の悪い分野もあります。得点しやすい分野を知って、確実にとってしまいましょう。

(2) 合格率は約15%、7割程度の得点が必要です

誰しも時間に限りがあります。しかし、合格率は16%前後ですし、また、合格するためには、 全体として7割程度の得点、科目ごとの目標得点を獲得することが必要です。

まずは、合格するのに最低限必要な実力をつけることをめざしてください。その上で、理解と知識を上積みしていくことができれば、確実な合格につながるはずです。

① 最近の宅建試験の合格率と合格点

年 度	合格率	合格点
平成19年度	17.3%	35点/50
平成20年度	16.2%	33点/50
平成21年度	17.9%	33点/50
平成22年度	15.2%	36点/50
平成23年度	16.1%	36点/50
平成24年度	?%	?点/50

#### ② 科目ごとの必要得点

	宅建業法	民法等	法令上の制限	その他関連知識	合格点
平成22年度	18/20	7.5/14	5. 5/8	5/8	36/50
平成23年度	17/20	9/14	5/8	5/8	36/50
平成24年度	13or14/20?	8/14?	6/8?	6/8?	?/50

### 2. 基礎力を養成することが最も重要

平成 24 年度の全体の難易度は、Cランクの問題(正解率 40%未満)が8問、それに対してAランク(正解率 70%以上)・Bランク(正解率 40%以上 70%未満)の合計問題数は、42 問となっています(平成 23 年度は、Cランク 4 問、A・Bランク 46 問)。

したがって、A・Bランクの問題がしっかり得点できれば合格できはずですから、それらがどれほど得点できるかが、合否の分かれ目となります。

そこで、まずは、Aランクの問題(平成24年度は28 問。平成19年度は、32 問でしたが、通常は、25 問程度。)を得点できるように、頻出基本分野を知って、確実にマスターしてください。ここにじっくり時間をかけて、基礎から理解することが重要です。そのことが、同時に、ほとんど基本問題の肢から構成されているBランクの問題への対策になります。

## 3. 過去問をしっかり学習しなければ合格は難しい

宅建試験では、過去に出題されたものと同じ知識が何度も出題されます。また、過去問の分析によって、本試験対策としての学習範囲、深さがわかります。本試験の出題傾向に沿った効果的なインプットの仕方が身に付くと同時に、本試験独特の出題パターンを体得することもできます。過去問の攻略なくして、合格はあり得ないということができます。そして、検討すべき過去問は相当数あります。

## Ⅱ 先手必勝のスケジュール

## 1. 効果的な学習スケジュールを立てる

これからの学習期間を、①基礎力養成期、②応用力養成期、③直前対策期(実力完成期) の3つの時期に分け、スケジュールをたて、その時期に応じた目標を1つ1つ達成してください。 やれるときにやればよいというのでは、学習ははかどらず、結局頓挫してしまいます。 講座の進度に合わせて進めていくのが効果的でしよう。

そして、スケジュールは、**学習内容の側面**からは〔A. インプット〕(理解・整理・記憶) と〔B. アウトプット〕(問題解決力)に着眼して組み立てることが重要です。

TACの講義体系における各種のアイテムは、次のように位置づけられます。

	①基礎力養成期	②応用力養成期	③直前対策期 (実力完成期)
A. インプット	入門講義	解法テクニック講義	直前対策講義
	基本講義		
	まとめ講義		
B. アウトプット	ミニテスト	応用答練	直前答練
	基礎答練		公開模試

## 2. 基礎力養成期(学習開始~8月)

#### (1) 学習目標

この時期は、**徹底的に、合格のベース**となる**基礎力の養成**に努めてください。**この期間の充実度が合否を決定する**といってよいでしょう。

(2) どこに重点を置いて学習するか

内容的には、インプットが中心になりますが、インプットを効果的にするためにアウトプットも並行して学習する必要があります。

- (3) TAC講義体系における基礎力養成のためのアイテム
  - ① 入門講義(インプット、総合本科生Sの受講生のみ) 入門講義は、TAC講義体系において中核をなす「基本講義」を効果的にマスターしてもらうためにその科目の全体像をつかんでもらうことが目標です。それによって、木を見て森を見ないという学習の弊害を避け、効果的な学習が可能となります。
  - ② 基本講義・まとめ講義・基礎答練(インプット及びアウトプット) これらが、TAC講義体系における要となるものです。科目ごとに重要基本事項に重 点をおいてさまざまな角度から学習していきます。
    - a. 基本講義 (インプット)

基本講義を通じて、重要基本知識の理解及び記憶に努めます。

また、**学習のペースメーカー**としてのショートテスト(**ミニテスト**)によって、理解と記憶の確認及び確実な復習を実現します。

さらに、重要な過去間を通じてより実践的な学習をしてもらいます。

- b. まとめ講義(インプット、総合本科生Sの受講生のみ) 学習の初期に、わずかこれだけという薄い教材を使い、重要基本部分を原則として 1科目1コマの講義で一気に総復習する機会を提供するのが「まとめ講義」です。
- c. 基礎答練(全4回、アウトプット) 基礎答練の目的は、基礎的な力が付いているかの確認及びその養成を図ることにあります。さらに、早期に、四肢択一式形式への習熟を図ります。

## 3. 応用力養成期(8月~9月)

#### (1) 学習目標

この時期は、**基礎的な事項を確認・補強**をしながら、問**題の比重を高め**、問**題解決力をつける**ことに努めてください。

(2) どこに重点を置いて学習するか

問題を解くという実践的な学習に時間を割いてください。 特に、宅建試験では、科目により程度の違いはありますが、**事例の形式をとった問題**  **が多く出ます**から、事例問題の解決力をつけておく必要があります。具体的なケースから、問題を分析し、ポイントをつかむ力をつけるようにしてください。答練などの問題を解くときは、じっくりと、図を書きながら練習してください。

同時に、学習初期に習得した基礎知識について実力の復帰及び補強も必要です。

#### (3) TAC講義体系における応用力養成のためのアイテム

#### a. 解法テクニック講義 (インプットとアウトプット)

基礎力養成期におけるインプット中心の学習から、応用力養成期におけるアウトプット中心の学習へ移行するためのアイテムとして位置づけられるのが解法テクニック講義です。この講義によって、いろいろな問題(過去問が中心)を通じて、問題を解くにあたっての、着眼点や考え方などを理解します。

同時に、必要な限りで、基礎知識の確認も行っていきます。

また、応用答練とセットでこの時期に実施することによって、受講生にとって**科目** ごとの実力を復帰させるためのまとまった学習期間の確保が可能になります。

b. 応用答練(全3回、アウトプット)

応用答練の**目的**は、科目ごとの問題を解くことによって、**問題解決力を養成**しながら、**応用的な知識をマスター**し、本試験問題のレベルに到達するところにあります。 本番レベルへの橋渡しといってもよいでしょう。

### 4. 直前対策期(実力完成期、9月~10月)

#### (1) 学習目標

本試験に向けて、これまでの学習によって積み重ねてきた理解・知識を**本試験時点で** 最高レベルにもっていけるようにしてください。

## (2) どこに重点を置いて学習するか

インプット面では、重要基本知識を中心として**直前の総整理を徹底的に**。今年のヤマについても対策を立てておいてください。また、内容的にもまた形式的にも**本試験レベルの問題**を解くことによって、アウトプット面での実践的な訓練が必要です。

#### (3) TAC講義体系における直前対策のためのアイテム

#### a. 直前対策講義 (インプット)

直前対策講義のコンセプトは、本試験に向けて**最後に重要部分及び今年の予想論点(ヤマ)の総整理**を行うもの。答練を受けてきて伸び悩んでいる人も、頭を整理し、知識を得点に結びつけることができる内容となっています。

b. 直前答練(4回、アウトプット)・公開模試(1回、アウトプット) 直前答練や公開模試の目的は、本試験レベルでの実戦的訓練及び本試験予想(ヤマ 当て)。

さらに、公開模試では、ヤマ当てもさることながら、本番のシミュレーション(内容・形式ともに)としての側面をより重視して問題が作られています。

# 参考資料

**資料 1** ◆平成24年宅建本試験【問 33】-1 (正解肢、正答率96.1%)

【問 33】 宅地建物取引業者A社の営業保証金に関する次の記述のうち、宅地建物取引業 法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 A社が**地方債証券を営業保証金**に充てる場合、その価額は**額面金額の100分の90**である。
  - → 平成24年 ミニテスト・宅建業法 第3回 (13)
  - → 平成24年 基礎答練・宅建業法 【問 8】-4
  - 【問 33】 宅地建物取引業者A(甲県知事免許)が、<u>甲県内に本店aと支店b</u>を設置して営業しようとし、又は営業している場合の営業保証金に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば正しいものはどれか。
  - 4 宅地建物取引業者Aが、その事業を開始するために**営業保証金**として金銭及び地方債証券を供託する場合、当該**地方債証券**の**額面金額が1、000万円**であるときは、金銭の額は、600万円でなければならない。 (O)

## **資料 2** 平成24年宅建本試験【問 2】-1 (正解肢、正答率67.5%)

【問 2】 代理に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、<u>誤っているもの</u>はどれか。

- 1 **未成年者が代理人**となって締結した契約の効果は、当該行為を行うにつき当該未成年者 の法定代理人による同意がなければ、有効に本人に帰属しない。
  - → **代理人Aが未成年者**である場合、Bは、親権者の同意がないことを理由として、Aが 締結した契約を取り消すことができる。 (平成3年宅建本試験問3)(×)
  - → Aは、代理人Bが未成年者で、法定代理人の同意を得ないで契約を締結したことを理由 に、当該契約を取り消すことができる。 (平成4年宅建本試験問2)(×)
  - → **Aが未成年者**であって、法定代理人の同意を得ないで売買契約を締結した場合、Bは、Aに**代理権**を与えていても、その売買契約を取り消すことができる。

(平成6年宅建本試験問4)(×)

→ **Bが未成年者**であるとき、Bは、Aの**代理人**になることができない。

(平成12年宅建本試験問1)(×)

- → Bが自らを「売主Aの**代理人B**」と表示して買主Dとの間で締結した売買契約について、 Bが**未成年**であったとしても、AはBが未成年であることを理由に取り消すことはできない。 (平成21年宅建本試験問2)(〇)
- → **18歳であるB**がAの**代理人**として甲土地をCに売却した後で、Bが18歳であることをC が知った場合には、CはBが未成年者であることを理由に売買契約を取り消すことができる。 (平成22年宅建本試験問2)(×)